

工場・事業場経営者のみなさまへ

●騒音・振動・悪臭には「規制基準」が定められています。

（騒音規制法第5条、振動規制法第5条、悪臭防止法第7条、兵庫県環境の保全と創造に関する条例第35条）

工場及び事業場は、その敷地境界線上での規制基準を守らなければなりません。
市では、騒音・振動・悪臭について規制基準を定めています。

■騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

6

8

18

22

夜間

朝

昼間

夕

夜間

（備考）第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

■振動に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

8

19

夜間

昼間

夜間

（備考）第1種又は第2種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

■悪臭に係る規制基準

(単位：ppm)

地域の区分	順応地域	一般地域
アンモニア	5	1
メチルメルカプタン	0.01	0.002
硫化水素	0.2	0.02
硫化メチル	0.2	0.01
二硫化メチル	0.1	0.009
トリメチルアミン	0.07	0.005
アセトアルデヒド	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.2	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.05	0.009
イソバレルアルデヒド	0.01	0.003
イソブタノール	20	0.9
酢酸エチル	20	3
メチルイソブチルケトン	6	1
トルエン	60	10
スチレン	2	0.4
キシレン	5	1
プロピオン酸	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.01	0.001

順応地域：主として工業の用に供されている地域など

一般地域：順応地域以外の地域

※騒音・振動・悪臭のいずれにおいても、三木市全域で適用されます。

【問合せ先】 三木市市民生活部環境政策課生活環境係
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
電話番号 0794-82-2000

